

青翔開智中学校

教務規定

平成26年4月1日
平成27年4月1日改定
平成29年4月1日改定
平成31年4月1日改定
令和4年4月1日改定

一. 総則

- 第1条 この規定は、青翔開智中学校学則（以下、「学則」という）に基づき成績評価、各学年の課程の修了及び卒業の認定等に関する事項を定めることを目的とする。
- 2 各学年の課程の修了及び卒業の認定は、校長がこれを行う。

二. 教科および総合的な学習の時間

- 第2条 教科および総合的な学習の時間の授業時間数は別表のとおりとする。

三. 出席・欠席の取り扱い

- 第3条 学校に登校し、学校の管理下で計画し実施する教育活動に参加した場合、出席として取り扱う。

- 第4条 次の基準を満たし、所定の手続きを終了した場合のみ、公認欠席とする。

- (1) 入学試験など、進路決定に関する試験およびこれに準ずる場合
- (2) 学校が認めた学校外での活動に参加する場合
- (3) 交通機関の事故、天災等やむをえない理由で欠席した場合
- (4) 校長が出席しなくてもよいと認めた場合

- 2 公認欠席者は出席扱いとする。

- 第5条 忌引における期間は、次の通りとする。（休校日を含まない。）

- (1) 父 母 → 7 日
- (2) 兄 弟 姉 妹 → 5 日
- (3) 祖 父 母 → 3 日
- (4) 従 兄 、 甥 、 姪 → 1 日
- (5) その他の血族、姻族 → 1 日

- 第6条 次の場合は、校長が必要と認める期間を特別欠席とする。

- (1) 停学の場合
- (2) 学校保健安全法に基づく出席停止
- (3) 学校保健安全法により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合
- (4) 非常変災等、生徒もしくは保護者の責任に帰すことのできない事由で登校できず、校長が出席しなくともよいと認めた場合

- 2 前項における期間は、校長の定める日数とする。

第7条 授業日数から第5条および第6条に定める日数を差し引いた日数を「出席しなければならない日数」として取り扱う。

第8条 授業日に学校に登校せず、第4条1項に該当しない場合、欠席として取り扱う。

第9条 遅刻および早退は、次の通りとする。

- (1) 学校の定める始業時刻以降に登校しない場合を遅刻する。
- (2) 学校の定める終業時刻以前に下校する場合を早退とする。

四. 授業の出席、遅刻、早退等

第10条 教科・科目、総合的な学習の時間、特別活動の授業に45分間参加した場合を出席と取り扱う。

- 2 各授業開始後20分以内に授業に参加した場合を遅刻、授業終了前20分間に授業を退室した場合を早退として取り扱う。
- 3 授業中に退室し、再度参加した場合は、退室時間が20分を超えない場合に限り、早退として取り扱う。

第11条 削除

第12条 削除

五. 成績評価・評定

第13条 学習の評価・評定は、学年末において、ペーパーテスト、実技テスト、実習の成果、履修状況を総合的に勘案して行う。

第14条 各教科の評定は5段階で表す。5段階の表示は、「5」「4」「3」「2」「1」とする。

その表示は、中学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、生徒の実態等に即して設定した当該教科の目標や内容に照らして、その達成状況を総合的に判断する。

2 評価の基準は、次の通りとする。

「5」…十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの

「4」…十分満足できると判断されるもの

「3」…おおむね満足できると判断されるもの

「2」…努力を要すると判断されるもの

「1」…努力を要すると判断されるもののうち、特に程度の低いもの

- 3 評定は、それぞれの教科の目標や特性を勘案して、具体的な評価基準を設定して行う。なお、評価基準についてはシラバスを通じて生徒に明示する。

第15条 各教科の観点別評価は3段階で表す。3段階の表示は、「A」「B」「C」とする。

その表示は、中学校学習指導要領に示す各教科・科目の目標に基づき、生徒の実態等に即して設定した当該教科の目標や内容に照らして、その達成状況を総合的に判断する。

- 2 評価の基準は、次の通りとする。
「A」…十分満足できると判断されるもの
「B」…おおむね満足できると判断されるもの
「C」…努力を要すると判断されるもの
- 3 観点別評価は、それぞれの教科の目標や特性を勘案して、具体的な評価基準を設定して行う。なお、評価基準についてはシラバスを通じて生徒に明示する。

第16条 特別の教科 道徳および総合的な学習の時間に係る達成度の評価は、目標・内容等に基づいて設定した評価の観点を踏まえ、具体的な評価基準を設定して行う。

- 2 年度末に各生徒の取り組みについて文章で記述し評価する。

六. 各学年の課程の修了

第17条 校長は、年度末に各学年の課程修了の認定を行う。

第18条 生徒は、疾病、その他やむを得ない事由によって相当の期間出席ができない場合は、原級留置を願い出ることができる。

- 2 校長は、本人および保護者から原級留置の願い出があった場合、別に定めるところにより、当該生徒を原級留置とすることができる。
- 3 原級留置者は再度、当該学年に係る全ての教科、総合的な学習の時間、特別活動を履修し、学習活動を再度行うものとする。

第19条 校長は、教育上有益と認めた場合に限り、生徒の外国の学校への留学を許可することができる。

- 2 外国の中学校における成績証明書に基づき、外国の中学校における学習活動を、本校における学習活動とみなすことができる。
- 3 留学中の期間は公認欠席とする。

七. 卒業の認定

第20条 校長は、次の項目を満たしているものに対し、卒業を認定する。

- (1) 在籍期間の学費を完納していること。
 - (2) 3年間の在学期間があること(転入学の場合は、前在籍校との合計期間)。
 - (3) 各学年の課程を修了していること。
- 2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

別表

教科	1年	2年	3年
国語	175 (5)	175 (5)	175 (5)
社会	140 (4)	140 (4)	140 (4)
数学	175 (5)	175 (5)	175 (5)
理科	140 (4)	140 (4)	140 (4)
音楽	45 (1)	35 (1)	45 (1)
美術	45 (1)	35 (1)	45 (1)
保健体育	105 (3)	105 (3)	105 (3)
技術・家庭	70 (2)	70 (2)	70 (2)
外国語	210 (6)	210 (6)	210 (6)
特別の教科 道徳	35 (1)	35 (1)	35 (1)
特別活動	35 (1)	35 (1)	35 (1)
総合的な学習の時間	70 (2)	70 (2)	70 (2)
合計	1245	1225	1225

()内は週あたりの授業時数

附則

この規定は、平成26年4月1日以後において、本校に在学する生徒について適用する。

附則

この規定は、平成27年7月1日に改定し、平成27年4月1日より施行する。

附則

この規定は、平成29年4月1日に改定し、平成29年4月1日より施行する。
平成29年4月1日以後において、本校に在籍する生徒について適用する。

附則

この規定は、平成31年4月1日に改定し、平成31年4月1日より施行する。
平成31年4月1日以後において、本校に在籍する生徒について適用する。